令和　　　年　　　月　　　日

　　　部　　年　　　　　　　　さん

保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丹波篠山市立篠山養護学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丹波篠山市早期発達支援室

校長・室長　尾松　直樹

**出 席 停 止 の お 知 ら せ**

　　お子さんが、学校感染症（　　　　　　　　　　　　）にかかられたという連絡を受けました。

　　学校保健安全法第１９条の規定により、医師の登校許可が出るまで出席停止となります。なお、

医師から登校許可が出ましたら、用紙にご記入いただき学校に提出してください。

**学校において予防すべき感染症**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 病　　　　　　名 | 期　　　　　　　間 |
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで（幼児は解熱した後３日を経過するまで　　　　　　　　【登校許可書は不要】 |
| 百　日　咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻　し　ん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風　し　ん（三日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| 水　　　痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで　【登校許可書は不要】 |
| 結　　　核 | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで【その他の感染症のうち、溶連菌感染症は登校許可書不要】 |